

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		特定の用途に供する重油、天然ガス、石炭に係る石油石炭税の軽減措置の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(石油石炭税:外)(国税 XX)
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 苛性ソーダ製造業を営む者(当該苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者を含む。)が自家発電(苛性ソーダの製造に使用する電気に係るものに限る。)の用に供する重油、天然ガス、石炭について、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例(以下、「温暖化対策税」という。)が適用されないもの。 《要望の内容》 本制度の適用期限を3年間延長 《関係条項》 租税特別措置法第90条の3の3 租税特別措置法第90条の3の4
5	担当部局		製造産業局 素材産業課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和7年8月 分析対象期間:令和4年度～令和10年度
7	創設年度及び改正経緯		平成24年度 創設 平成26年度 3年間延長 平成29年度 3年間延長及び拡充 令和2年度 3年間延長 令和5年度 3年間延長
8	適用又は延長期間		3年間(令和8年度～10年度)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国際的なイコールフットingの確保及び我が国産業の基盤を支えるために必要不可欠な製品である苛性ソーダの低廉かつ安定的な供給の確保。 《政策目的の根拠》 苛性ソーダは、紙・パルプ製造、アルミニウム精錬等の幅広い産業で必要不可欠な基礎化学品の1つである。また、工場からの酸廃液の中和剤(強アルカリ性であるため)、洗浄剤、消毒・殺菌剤として用いられるが、これらの用途は製造業に限らず需要の裾野が広いとため、国内において苛性ソーダを低廉かつ安定的に供給することが重要である。 また、諸外国では、苛性ソーダ製造に係る電力に関して地球温暖化対策関係の課税はなされていないことから、我が国でも同様の税制措置により、国際的なイコールフットingを確保し国際競争力を維持することが必要である。

		② 政策体系における政策目的の位置付け	4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展																																																																					
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	温暖化対策税の軽減措置を図ることにより、苛性ソーダ製造に係る課税環境の国際的なイコールフットィングを確保する。																																																																					
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	苛性ソーダ製造に係る課税環境の国際的なイコールフットィングを確保することにより、日本企業の苛性ソーダの国際競争力を維持・強化し、国内の苛性ソーダの低廉かつ安定的な供給を確保する。																																																																					
10	有効性等	① 適用数	○適用件数及び適用数量 (単位:石炭・天然ガス トン、重油 kl) <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">石炭</th><th colspan="2">重油</th><th colspan="2">天然ガス</th></tr><tr><th>適用社数</th><th>適用数量</th><th>適用社数</th><th>適用数量</th><th>適用社数</th><th>適用数量</th></tr><tr><td>令和4年度</td><td>8</td><td>1,891,363</td><td>2</td><td>55,917</td><td>6</td><td>45,986</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>8</td><td>1,749,832</td><td>2</td><td>48,274</td><td>6</td><td>68,704</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>8</td><td>1,903,077</td><td>1</td><td>40,044</td><td>5</td><td>66,721</td></tr><tr><td colspan="7">(以下見込み)</td></tr><tr><td>令和7年度</td><td>8</td><td>2,006,393</td><td>1</td><td>40,044</td><td>5</td><td>66,721</td></tr><tr><td>令和8年度</td><td>8</td><td>2,006,393</td><td>1</td><td>40,044</td><td>5</td><td>66,721</td></tr><tr><td>令和9年度</td><td>8</td><td>2,006,393</td><td>1</td><td>40,044</td><td>5</td><td>66,721</td></tr><tr><td>令和10年度</td><td>8</td><td>2,006,393</td><td>1</td><td>40,044</td><td>5</td><td>66,721</td></tr></table> ※苛性ソーダ製造業を営む者(当該苛性ソーダ製造業者と特別な関係がある者を含む。)が自家発電の用に供したものに限る。 【算定根拠】 別紙1参照。		石炭		重油		天然ガス		適用社数	適用数量	適用社数	適用数量	適用社数	適用数量	令和4年度	8	1,891,363	2	55,917	6	45,986	令和5年度	8	1,749,832	2	48,274	6	68,704	令和6年度	8	1,903,077	1	40,044	5	66,721	(以下見込み)							令和7年度	8	2,006,393	1	40,044	5	66,721	令和8年度	8	2,006,393	1	40,044	5	66,721	令和9年度	8	2,006,393	1	40,044	5	66,721	令和10年度	8	2,006,393	1	40,044	5	66,721
	石炭		重油		天然ガス																																																																			
	適用社数	適用数量	適用社数	適用数量	適用社数	適用数量																																																																		
令和4年度	8	1,891,363	2	55,917	6	45,986																																																																		
令和5年度	8	1,749,832	2	48,274	6	68,704																																																																		
令和6年度	8	1,903,077	1	40,044	5	66,721																																																																		
(以下見込み)																																																																								
令和7年度	8	2,006,393	1	40,044	5	66,721																																																																		
令和8年度	8	2,006,393	1	40,044	5	66,721																																																																		
令和9年度	8	2,006,393	1	40,044	5	66,721																																																																		
令和10年度	8	2,006,393	1	40,044	5	66,721																																																																		
		② 適用額	令和4年度:1,346 百万円 令和5年度:1,263 百万円 令和6年度:1,358 百万円 (以下は見込み) 令和7年度:1,427 百万円 令和8年度:1,427 百万円 令和9年度:1,427 百万円 令和10年度:1,427 百万円																																																																					

			【算定根拠】 別紙1参照。																																																																								
		③ 減収額	○減収額 (単位:百万円) <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">石炭</th><th colspan="2">重油</th><th colspan="2">天然ガス</th></tr><tr><th>適用 社数</th><th>減収額</th><th>適用 社数</th><th>減収額</th><th>適用 社数</th><th>減収額</th></tr><tr><td>令和4年度</td><td>8</td><td>1,267</td><td>2</td><td>42</td><td>6</td><td>36</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>8</td><td>1,172</td><td>2</td><td>37</td><td>6</td><td>54</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>8</td><td>1,275</td><td>1</td><td>30</td><td>5</td><td>52</td></tr><tr><td colspan="7">(以下見込み)</td></tr><tr><td>令和7年度</td><td>8</td><td>1,344</td><td>1</td><td>30</td><td>5</td><td>52</td></tr><tr><td>令和8年度</td><td>8</td><td>1,344</td><td>1</td><td>30</td><td>5</td><td>52</td></tr><tr><td>令和9年度</td><td>8</td><td>1,344</td><td>1</td><td>30</td><td>5</td><td>52</td></tr><tr><td>令和10年度</td><td>8</td><td>1,344</td><td>1</td><td>30</td><td>5</td><td>52</td></tr></table>					石炭		重油		天然ガス		適用 社数	減収額	適用 社数	減収額	適用 社数	減収額	令和4年度	8	1,267	2	42	6	36	令和5年度	8	1,172	2	37	6	54	令和6年度	8	1,275	1	30	5	52	(以下見込み)							令和7年度	8	1,344	1	30	5	52	令和8年度	8	1,344	1	30	5	52	令和9年度	8	1,344	1	30	5	52	令和10年度	8	1,344	1	30	5	52
	石炭		重油		天然ガス																																																																						
	適用 社数	減収額	適用 社数	減収額	適用 社数	減収額																																																																					
令和4年度	8	1,267	2	42	6	36																																																																					
令和5年度	8	1,172	2	37	6	54																																																																					
令和6年度	8	1,275	1	30	5	52																																																																					
(以下見込み)																																																																											
令和7年度	8	1,344	1	30	5	52																																																																					
令和8年度	8	1,344	1	30	5	52																																																																					
令和9年度	8	1,344	1	30	5	52																																																																					
令和10年度	8	1,344	1	30	5	52																																																																					
			【算定根拠】 別紙1参照。																																																																								
		④ 効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 (単位: %) <table><tr><td></td><td>4fy</td><td>5fy</td><td>6fy</td></tr><tr><td>輸出 比率</td><td>29, 59</td><td>32.27</td><td>31.47</td></tr></table> ○所期の目標の達成状況 令和4年度～令和6年度の3年間の平均輸出比率は、31.11%であり、平成2年度～令和3年度の11年間の平均値である16.50%を上回る数値となっており、輸出比率は高まっている。 【日本ソーダ工業会調べ】 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 苛性ソーダ製造に係る課税環境について、国際的なイコールフットイングが図られている。引き続き本措置を継続することによって、我が国苛性ソーダの国際市場における競争環境が維持され、日本企業の苛性ソーダの国際競争力を維持・強化し、もって、国内の苛性ソーダの低廉かつ安定的な供給を確保する効果が得られる。 《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 —					4fy	5fy	6fy	輸出 比率	29, 59	32.27	31.47																																																													
	4fy	5fy	6fy																																																																								
輸出 比率	29, 59	32.27	31.47																																																																								

		⑤ 税込減を是認する理由等	○本税制措置により、我が国で製造される苛性ソーダは、買電を除いた燃料種について、課税環境の国際イコールフットینگが図られている。 ○引き続き本税制措置が継続されることによって、我が国から輸出する苛性ソーダは、地球温暖化対策に関する税が賦課されていない海外企業の製品に対しても価格競争力での劣位は緩和され、我が国の苛性ソーダの国際市場における競争環境が維持され、ひいては、国内での低廉かつ安定的な供給を確保することができる。 ○苛性ソーダは、幅広い産業の原料、反応剤等に必要不可欠な基礎化学品の1つである。また、強アルカリ性という化学的性質から産業用をはじめ、消毒・殺菌剤として用いられるなど、需要の裾野が広く、我が国の産業の最上流に位置する必要不可欠な製品であり、国内において低廉かつ安定的な供給を確保することこそが我が国産業にとっても重要であり、本税制措置は苛性ソーダ製造業者のみならず、ユーザー企業にとっても裨益するものであるため、税込減が是認される効果を有している。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	諸外国では苛性ソーダ製造に係る電気に対して地球温暖化関係の課税がされていないところ、同等の措置を講じ、国際的なイコールフットینگを図ることが重要である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和4年8月